

無人航空機をお持ちの方へ

(ドローン、ラジコン機など)



ドローン等の飛行は、ルールを守り
安全な飛行を心がけましょう。

無人航空機の登録をしましょう

100g以上の無人航空機（ドローン、ラジコン機など）の登録が義務化されます。2022年6月20日までに登録をお済ませください。登録せずに飛行させると罰則や罰金が科せられます。

対象
100g以上の無人航空機

詳しくは無人航空機登録ポータルサイトをご確認ください。

<https://www.milt.go.jp/koku/drone/>

無人航空機 登録



航空自衛隊久米島分屯基地周辺上空は 飛行禁止区域です

重要施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律



禁止区域

航空自衛隊久米島分屯基地及び 外縁からおおむね300m

- 下記の場合は、申請することで飛行が可能です。
- ◆ 久米島分屯基地司令の同意を得た者による飛行
 - ◆ 土地の所有者や占有者、またはその同意を得た者が、その土地の上空において行う飛行
 - ◆ 国や地方公共団体の業務を実施するための飛行

申請手続き方法

- ◆ 飛行日の10営業日前までに久米島分屯基地司令へ同意の申請を行う。
- ◆ 飛行の48時間前までに、警察署へ通報書を提出

詳しくは、久米島分屯基地ホームページをご確認ください。

<http://www.mod.go.jp.asdf/kumejima/>

連絡先：久米島分屯基地第54警戒隊総括班 ☎098-985-3690（内線202、205）

飛行の前に連絡を！（下記以外にも連絡が必要な区域があります。）

シンリ浜、五枝の松等を含む 空港周辺3キロ圏内

10日前までに久米島空港管理事務所へ飛行計画書の提出が必要です。

連絡先：久米島空港管理事務所
☎098-985-2939



奥武島を含む八テの浜付近

3週間前までに沖縄防衛局へ情報提供を行ってください。

連絡先：沖縄防衛局
☎098-921-8131

